

R o u t e J
E M L T E サービス契約約款

第 6 . 0 版

平成 2 7 年 4 月 1 日

GMO インターネット株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の揭示	1
第3条 約款の変更	1
第4条 用語の定義	1
第2章 契約	3
第5条 Route J EM LTEサービスの種類	3
第6条 契約の単位	3
第7条 契約申込みの方法	3
第8条 契約申込みの承諾	3
第9条 契約者識別番号	3
第10条 Route J EM LTEサービスの利用の一時中断	4
第11条 契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法	4
第12条 契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第13条 契約者が行う契約の解除	4
第14条 当社が行う契約の解除	4
第15条 契約開始日	4
第16条 契約の満了	5
第17条 契約の満了に伴う契約の更新	5
第3章 EM chipの貸与等	6
第18条 EM chipの貸与	6
第19条 契約者識別番号その他の情報の登録等	6
第20条 EM chipの情報消去及び返還	6
第21条 EM chipの管理責任	6
第22条 暗証番号	6
第4章 利用中止及び利用停止	8
第23条 利用中止	8
第24条 利用停止	8
第5章 通信	9
第25条 インターネット接続サービスの利用	9
第26条 通信の区分	9
第27条 通信条件による通信場所の制約	9
第28条 通信利用の制限	9
第29条	10
第6章 料金等	11
第1節 料金及び工事に関する費用	11
第30条 料金及び工事に関する費用	11
第2節 料金等の支払義務	11
第31条 利用料金の支払義務	11
第32条 利用料金の日割り	11
第33条 契約解除料の支払義務	11
第34条 手続きに関する料金の支払義務	11
第35条 ユニバーサルサービス料の支払義務	12

第36条	工事費の支払義務	12
第3節	料金等の計算及び支払い	12
第37条	料金等の支払い	12
第38条	消費税相当額の加算	12
第39条	料金等の臨時減免	12
第4節	割増金及び延滞利息	13
第40条	割増金	13
第41条	延滞利息	13
第5節	端数処理	13
第42条	端数処理	13
第7章	保守	14
第43条	契約者の維持責任	14
第44条	契約者の切分責任	14
第45条	修理又は復旧	14
第46条	修理又は復旧の場合の暫定措置	14
第8章	損害賠償	15
第47条	責任の制限	15
第48条	免責	15
第49条	利用者の行為に対する責任	15
第9章	雑則	16
第50条	承諾の限界	16
第51条	利用に係る契約者の義務	16
第52条	契約者に係る情報の利用	16
第53条	法令に規定する事項	16
第54条	合意管轄裁判所	16
第55条	準拠法	17
別記		18
料金表		22
第1表	Route J EM LTE サービスに関する料金	22
第1	基本使用料の金額	22
第2	契約解除料	22
第3	手続きに関する料金	23
第4	ユニバーサルサービス利用料	24
第2表	工事費	24
附則		25

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、このRoute J EM LTEサービス契約約款（以下「約款」といいます。）によりRoute J EM LTEサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(約款の掲示)

第2条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(約款の変更)

第3条 当社は、この約款を変更することがあります。将来この約款が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は当該改定内容を承認したものとみなします。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Route J EM LTEサービス	当社がワイモバイル株式会社（以下「協定事業者」）の提供するSC-FDMA方式及びOFDMA方式又はDS-SS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
4 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
5 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
5の2 グローバルIPアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター等のIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）を管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
5の3 プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
6 サービス取扱所	次に掲げる事業所 (1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 Route J EM L	この約款に基づき当社から本サービスの提供を受けるための

TEサービス契約	契約
8 Route J EM LTEサービス契約者	当社とRoute J EM LTEサービス契約を締結している者
9 料金月	1の暦月の初日から末日までの期間
10 移動無線装置	本サービス契約に基づいて、陸上（河川、湖沼及び我が国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
11 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための協定事業者の電気通信設備
12 契約者回線	本サービス契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
13 契約者回線等	契約者回線及び契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備
14 EM chip	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供のために契約者に貸与するもの
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 契約者識別番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
19 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第2章 契約

(Route J EM LTEサービスの種類)

第5条 Route J EM LTEサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
Route J EM LTEサービス	当社が協定事業者の無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するEM chipを装着することにより、SC-FDMA方式及びOFDMA方式並びにDS-SS-SS方式により伝送交換を行うためのもの）と間に電気通信回線を設定して、パケット通信を行うサービス

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第7条 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。ただし、WEBオンラインで契約申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書若しくはその確認のための書類に不備があるとき又は契約申込書の記載若しくは届出内容に虚偽若しくは不実の内容があるとき。

(3) 契約の申込みをした者が、第24条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第51条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 契約の申込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者識別番号)

第9条 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

(Route J EM LTEサービスの利用の一時中断)

第10条 当社は、契約者から当社所定の書面により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法)

第11条 契約者は、第7条（契約申込みの方法）第1項に規定する契約申込書の記載事項中、氏名、名称、住所又はその他別記1（1）で定める連絡先（以下「契約者連絡先」といいます。）に変更があったときは、その旨を速やかにサービス取扱所又は当社が別に定める連絡方法により届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第9条（契約者識別番号）第3項、第14条（当社が行う契約の解除）第4項、第18条（EM chipの貸与）第2項、第23条（利用中止）第3項、第24条（利用停止）第2項、第50条（承諾の限界）に規定する通知については、当社が届出を受けている契約者連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項に定める契約者連絡先、当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務については、別記1に定めるところによります。

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第12条 本サービス契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第14条 当社は、第24条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第24条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。

(契約開始日)

第15条 契約者回線の契約開始日は、当社がその申し込みを承諾し、移動無線装置およびEM chipを発送した日とします。

(契約の満了)

第16条 本サービス契約においては、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を

満了日とします。ただし、第17条（契約の満了に伴う契約の更新）の規定により更新された契約の満了日は、更新日を含む料金月から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日を満了日とします。

種 類	内 容
Route J EM LTEサービス	24料金月

（契約の満了に伴う契約の更新）

第17条 契約者は、その契約の満了日の翌日にその契約を更新します。その契約を更新するときは、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第3章 EM chipの貸与等

(EM chipの貸与)

第18条 当社は、契約者に対し、EM chipを貸与します。この場合において、貸与するEM chipの数は、1の契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEM chipを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。

(契約者識別番号その他の情報の登録等)

第19条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chipを貸与するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第9条（契約者識別番号）第2項又は第46条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(EM chipの情報消去及び返還)

第20条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEM chipに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEM chipの貸与に係る本サービスに係る契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たに契約を締結した場合であって、当社が別に定める場合を除きます。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、EM chipを利用しなくなったとき。

2 当社のEM chipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第18条（EM chipの貸与）第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

(EM chipの管理責任)

第21条 EM chipの貸与を受けている契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EM chipの貸与を受けている契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EM chipの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。但し、EM chipの毀損が当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

(暗証番号)

第22条 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号（そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EM chip 暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は協定事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第28条又は第29条(通信利用の制限)第2項の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に本サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3 当社は、前2項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、契約者について次のいずれかに該当する事由があるときは、6か月以内で当社が定める期間(本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、又は第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定める本サービス取扱所に提出していただくまでの間)、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(2) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 別記1の規定に違反したとき又は別記1の規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。

(4) 契約者が本サービスの利用において第51条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) 別記10又は11の規定に違反して契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6) 別記2若しくは3の規定に違反して当社又は協定事業者の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等(別記4に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(7) 別記5、6、7又は8の規定に違反したとき。

2 当社は、本条の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。ただし、前項第4号の規定により、本サービスの利用を停止する場合であって、緊急時などのやむを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第25条 契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 契約者は、自己の責任において、インターネット接続サービスを利用するものとします。また、契約者は、通信の接続に関して本約款に定める制約があることを認識の上、インターネット等の利用を行うものとします。

3 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の責めに帰すべき場合に限り、当社の行為により通常生ずべき損害について、契約者が支払い済みの料金を上限額として、契約者に対して、賠償責任を負うものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

(通信の区分)

第26条 通信には、次の区分があります。

区 分	内 容
データ通信モード	SC-FDMA方式及びOFDMA方式又はDS-SS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して、パケット交換方式により契約者回線からの通信においては25Mbps以下、契約者回線への通信においては75Mbps以下で符号の伝送を行うためのもの

(注) この条の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

2 契約者がデータ通信モードを利用して通信を行うために使用するIPアドレスには、プライベートIPアドレス及びグローバルIPアドレスがあります。

(通信の条件による通信場所の制約)

第27条 通信は、その移動無線装置が協定事業者が定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(通信利用の制限)

第28条 当社又は協定事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記9の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

第29条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又は本サービスの円滑な提供を図るため、当社又は協定事業者は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社又は協定事業者は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し協定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社又は協定事業者が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 契約者が、別記12に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断又は制限を行うこと。
- (4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社又は協定事業者が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。

2 当社又は協定事業者は、前項による規定のほか、次の処置をとることがあります。

- (1) 一定時間内に大量多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置

3 当社又は協定事業者は、前2項による規定のほか、本サービスの円滑な提供を図るため、別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとります。

4 当社又は協定事業者は、前3項による規定のほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第30条 本サービスの料金は、料金表第1表（Route J EM LTEサービスに関する料金）に規定する基本使用料、契約解除料、手続きに関する料金、及びユニバーサルサービス料とします。

2 本サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第31条 契約者は、当社が契約者回線の提供を開始した日の翌料金月から、当社または契約者が本契約を解除した日の属する料金月まで、料金表第1表第1（基本使用料の料金）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその契約に係る全ての本サービス回線を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(利用料金の日割り)

第32条 当社は、本サービスにかかる利用料金を日割計算しません。契約者は、当社または契約者が料金月の途中で本契約を解除した場合であっても、当該解除日が属する料金月に関して、1ヶ月分の利用料金を支払うものとします。

(契約解除料の支払義務)

第33条 契約者は、その契約期間中に契約の解除があったときは、料金表第1表第2（契約解除料）に定めるところにより契約解除料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払い

を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第35条 契約者は、料金表第1表第4(ユニバーサルサービス利用料)に規定する料金の支払いを要します。

2 当社は契約者回線の提供開始日を含む暦月から起算して、解除があった日を含む暦月の前暦月までの期間について、ユニバーサルサービス料を適用します。なお、ユニバーサルサービス料について、日割りは行ないません。

(工事費の支払義務)

第36条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金等の支払い)

第37条 本契約に基づく料金等の支払いは、当社が別に定めるクレジットカード決済によるものとします。

2 契約者は、契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 第1項にかかわらず、契約者が第1項に定めるクレジットカードにより料金等の支払いを行うことができなくなった場合には、契約者は、当社が発行する払込票を使用して料金等を支払うものとします。この場合、契約者は、支払にかかる手数料等を負担するものとします。

(消費税相当額の加算)

第38条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

第39条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第40条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第41条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5節 端数処理

(端数処理)

第42条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第43条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第44条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社又は協定事業者の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第45条 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社又は協定事業者は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第28条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社は協定事業者が別に定めるところにより、修理又は復旧します。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第46条 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第47条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その契約に係る全ての回線が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その契約に係る全ての回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る基本使用料相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第48条 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社又は協定事業者の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社又は協定事業者は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

(利用者の行為に対する責任)

第49条 当社は、利用者が本サービスを利用して行った行為は、その契約者が行ったものとみなしてこの約款を適用します。

2 契約者は、利用者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置を速やかに実施していただきます。

3 契約者は、この規約に違反して利用者が行った行為により当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第50条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (3) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はEM chipに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。
 - (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。契約者は本規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第52条 当社は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(法令に規定する事項)

第53条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(合意管轄裁判所)

第54条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第55条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別記

1 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 第11条（契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知等の方法）第1項に規定する契約者連絡先とは、氏名、名称、住所のほか、電話番号、メールアドレス又はその他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法をいいます。
- (2) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この項において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった契約者連絡先に係る情報に基づいて行います。
- (3) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、その旨を速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。
- (4) 当社は、(3)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (5) 契約者は、契約者が(3)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (6) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(5)と同様とします。
- (7) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等を行わないこととします。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第9条（契約者識別番号）第3項、第14条（当社が行う契約の解除）第4項、第18条（EM chipの貸与）第2項、第23条（利用中止）第3項、第24条（利用停止）第2項、第44条（契約者の切分責任）、第50条（承諾の限界）に定める規定に基づいて書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) 契約者は、(3)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

2 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社又は協定事業者は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスに円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、本サービス契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和6

0年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社又は協定事業者の係員は所定の証明書を提示します。

(3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその自営端末設備の接続を取りやめていただきます。

3 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記2の規定に準じて取り扱います。

4 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準及び技術的条件
端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

5 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

(1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記5において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

(2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、その旨を承諾していただきます。

(3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 端末設備の電波法に基づく検査

別記2に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとしします。

7 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記5の規定に準ずるものとしします。

8 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の規定に準ずるものとしします。

9 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

10 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備（移動無線装置にあつては、協定事業者が無線局の免許を受けることができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記10において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定める本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社又は協定事業者は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別記4の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社又は協定事業者の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定める本サービス取扱所に通知していただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、協定事業者が無線局の免許を受けることができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記11に

において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定める本通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が別記4の技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社又は協定事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社又は協定事業者は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) 当社又は協定事業者の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定める本サービス取扱所に通知していただきます。

1.2 インターネット接続サービス等の利用における禁止行為

(1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

(3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

(4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為

(9) 無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為

(10) インターネット接続サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為

(11) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

(13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為

(14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

(15) その他法令に違反する行為

(16) (1)から(15)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

1.3 契約者が指定できる支払方法

契約者が指定できる本サービスの支払方法は当社が別に定めるクレジットカード決済とします。

料金表

第1表 Route J EM LTEサービスに関する料金

料金プランは、「Route J EM LTE 定額プラン」のみとなります。基本使用料、契約解除料、手続きに関する料金、およびユニバーサル利用料は、それぞれ以下のとおりとなります。

第1 基本使用料の金額

1回線契約ごとに月額

区 分		料金額（税抜額）
基本使用料	Route J EM LTE 定額プラン	3,696円

第2 契約解除料

契約解除料	<p>ア 契約者または当社が、本契約を解除した場合には、契約者は、当社に対して、次表に定める契約解除料を支払う義務を負います。</p> <p>イ 次表における「経過期間」は、契約開始日（本約款第15条に定義する日を指します。以下同じ。）の属する月の翌月を1ヶ月とし、以後、契約期間が1ヶ月増すごとに、1ヶ月ずつ増します。ただし、契約締結日と契約解除日が同じ料金月に属する場合は1ヶ月とみなします。</p> <p>ウ 契約者または当社が、契約満了月の翌月に本契約を解除した場合には、契約解除料は発生しません。</p> <p>エ 契約満了月とは、以下の期間を指します。</p> <p>① 契約締結後、一度も契約期間の更新がなされていない場合 契約締結日の属する月の翌月を1ヶ月目として起算した場合の、24ヶ月目の月の初日から末日をいいます。</p> <p>② 契約締結後、契約期間の更新が一度以上なされた場合 前回の契約満了月の翌月を1ヶ月目として起算した場合の、24ヶ月目の月の初日から末日をいいます。</p>																
	1回線契約ごとに																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>料金額（税抜額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">経過 期 間</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月</td> <td style="text-align: center;">36,572円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2ヶ月</td> <td style="text-align: center;">35,429円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3ヶ月</td> <td style="text-align: center;">34,286円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4ヶ月</td> <td style="text-align: center;">33,143円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5ヶ月</td> <td style="text-align: center;">32,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6ヶ月</td> <td style="text-align: center;">30,858円</td> </tr> </tbody> </table>			料金額（税抜額）	経過 期 間	1ヶ月	36,572円	2ヶ月	35,429円	3ヶ月	34,286円	4ヶ月	33,143円	5ヶ月	32,000円	6ヶ月	30,858円
		料金額（税抜額）															
経過 期 間	1ヶ月	36,572円															
	2ヶ月	35,429円															
	3ヶ月	34,286円															
	4ヶ月	33,143円															
	5ヶ月	32,000円															
	6ヶ月	30,858円															

	7ヶ月	29,715円
	8ヶ月	28,572円
	9ヶ月	27,429円
	10ヶ月	26,286円
	11ヶ月	25,143円
	12ヶ月	24,000円
	13ヶ月	22,858円
	14ヶ月	21,715円
	15ヶ月	20,572円
	16ヶ月	19,429円
	17ヶ月	18,286円
	18ヶ月	17,143円
	19ヶ月	16,000円
	20ヶ月	14,858円
	21ヶ月	13,715円
	22ヶ月	12,572円
	23ヶ月	11,429円
	24ヶ月	10,286円
	25ヶ月以降 (更新月以外)	9,500円

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第34条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	区 分	内 容
	契約事務手数料	本サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区 分	単 位	料金額（税抜額）
契約事務手数料	1回線契約ごとに	3,000円

EM chip再発行手数料	1請求ごとに	3,000円
---------------	--------	--------

第4 ユニバーサルサービス利用料

1 適用

ユニバーサル利用料に関する料金の適用については、第35条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料金額（税抜額）
ユニバーサルサービス料	2円

第2表 工事費

区 分	料金額（税抜額）
工事費	別に算定する実費

附 則 (20130228-JCBS-E0001 号)

(実施時期)

- 1 この約款は、平成 25 年 2 月 28 日から実施します。

附 則 (20140303-JCBS-E0002 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 3 日から実施します。

附 則 (20140701-JCBS-E0003 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 17 日から実施します。

附 則 (20141101-JCBS-E0004 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

附 則 (20150101-JCBS-E0005 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。